

意見書

平成25年8月2日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部消費者行政課 宛て

郵便番号 150-0011

(ふりがな) とうきょうとしぶやく ひがし

住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F

(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじんもばいる・こんてんつ・ふおーらむ

じょうむりじ たにい あきら

氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 谷井 玲

電話番号 03-5468-5091

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

「スマートフォン安心安全強化戦略」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

			<p>一方、これらの第三者検証の信頼性を確保するために、一定の基準が検討されていることは理解できるが、全ての主体が個別にこの基準すべてに合致しなければならないこととなると、結果的に単一の主体で事足りるということになりかねない。第三者検証を行う者がそれぞれの目的や得意な手法を生かして連携・協力できるようにしたり、アプリ提供者が自主的に選択できるようにするなど、検証の技能向上や公平性の担保を可能とする競争環境を阻害することがないように配慮を求める。</p> <p>また、第三者検証を行っている者のリスト化や公表は、第三者検証を普及させるために重要であると考えるが、リスト化や公表する者の恣意性を排除し、公平な取扱いを担保できる方法も検討する必要があると考える。</p> <p>上記と同様、アプリや情報収集モジュールのDB化、リスト化、公表や危険情報の取扱いについても、国内のみならず海外も含めて、法的な問題や不必要な混乱を消費者に与えないようにする必要がある。例えば、セキュリティホール対策のように、公表する前に当事者に事前通知し改修を促す等、状況に応じた対応を検討すべきと考える。</p> <p>また、大量に制作されるアプリを個々に検証するといった、大量のリソースと資金を必要とする過度な事業者負担が軽減されるように、例えば、プライバシー保護体制が一定以上守ら</p>
--	--	--	---

P53	【普及啓発に関して】		<p>れているような事業者については、簡易的な検証で済むなどの方策への社会的な理解を促進していくことも重要ではないか。</p> <p>国際間での共通性がない「SPI 準拠マーク」を安易に導入することには賛成できない。これこそ、国際協調で検討すべきであるとする。</p> <p>諸問題研の下にフォローアップのための WG や TF を維持（設置）とあるが、業界の自主的取り組みを推進するために、当事者たる業界団体や事業者の参加を促進すべきとする。</p> <p>関係者が多だけでなく、新たなアプリ提供者が他業界や企業以外の一般人からも参入してくるため、各業界団体の範囲内の普及啓発活動では、全てに行き届かせることは困難である。官民での連携やイノベーション推進の一環として、また国民の ICT リテラシー向上の一環として、業界を越えた産官学による対応を望む。</p> <p>また、日本の取り組みを広く海外に理解していただき、各関係団体や事業者間での国際連携できるようにするため、政府関係者が出席する国際会議や取り組みに、業界団体等も参加できるように要望する。</p>
-----	------------	--	---

			以上
--	--	--	----

<記載要領>

- ・「頁」欄には、該当部分の先頭ページを必ず御記入ください。
- ・「項目」欄は、上記例示にならい、必ず御記入ください。
- ・「該当部分」欄は、御意見の対象となる記述を引用してください。
- ・「意見」欄は、御意見の具体的内容を記述してください。